

# 夜間看護補助派遣業務仕様書

この仕様書は、愛媛県立中央病院（以下「甲」という。）において看護の質の向上と看護職員の負担軽減を目的として実施する夜間看護補助派遣業務に関して、必要な事項を定めるものであり、派遣元（以下「乙」という。）は以下の条件のもとに誠意をもって確実に労働者の派遣を行うものとする。

- 1 業務名 夜間看護補助派遣業務
- 2 契約期間 令和5年12月1日～令和6年3月31日
- 3 履行場所 愛媛県松山市春日町83番地  
愛媛県立中央病院
- 4 派遣人数 20名（ただし、甲の指示により増減可能とする）
- 5 勤務体制
  - (1) 就業時間  
16時30分～23時00分（うち、休憩時間45分）  
ただし、業務の都合により別途指示する場合がある。
  - (2) 就業日及び休日  
就業日は、月曜日から金曜日までとする。  
休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）とするが、甲乙協議のうえ、週5日を限度としてこれらの日を含んだ勤務もできるものとする。
  - (3) 休暇、遅刻及び早退等の取扱い  
派遣料の支払は実労働時間に対して行うものとし、休暇、遅刻及び早退等により業務に従事しなかった時間については、支払を行わない。  
勤務時間の管理については、乙の派遣労働者が自ら記載した勤務時間管理簿等を甲の担当者が確認することとする。
- 6 配置部署 病棟  
ただし、業務の都合により別途指示する場合がある。
- 7 業務内容 別紙「夜間看護補助業務の内容」のとおり  
ただし、業務の都合により別途指示する場合がある。

## 8 派遣先責任者及び指揮命令者

派遣先責任者は看護部長とし、指揮命令者は各病棟看護長とする。

## 9 派遣元の資格、責務等

- (1) 乙は、過去3年以内に、愛媛県内の350床以上の病床を有する急性期病院において、10名以上の夜間看護補助派遣に係る契約実績を2件以上有し、業務を適切に遂行できる体制が整備されていることを証明した者であること。(派遣契約書の写しを提出)
- (2) 乙は、愛媛県内の事業所において、労働者派遣事業の許可を受けている者であること。(許可証の写しを提出)
- (3) 乙は、ISO27001/ISMSを取得若しくはプライバシーマークを保有していること。(認定証の写しを提出)
- (4) 乙は、医療関連サービスマークを取得している者であること。
- (5) 乙は、愛媛県内に本社、本店（又は支店、営業所）を有する者であること。
- (6) 乙は、施設基準に精通し、夜間100対1急性期看護補助体制加算に必要な派遣人員数を算出、把握したうえで派遣業務にあたること。

## 10 業務の履行条件

### (1) 業務の適正化

- ・派遣労働者は、法令を遵守するとともに、甲の指揮監督のもと円滑な業務の履行に誠意をもってあたること。
- ・派遣労働者は、待遇、身だしなみ、言葉遣い等に十分注意すること。
- ・派遣労働者は、迅速かつ正確に業務を遂行するとともに、不明な点がある場合は主観的な判断で処理せず、その都度、甲の職員の指示を受けること。
- ・派遣労働者は、業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに甲の職員に報告し指示を受けること。
- ・派遣労働者は、執務環境を常に良好な状態に保つよう努めること。
- ・派遣労働者は、甲が必要と認めた院内研修（感染対策、医療安全対策等）に参加すること。

### (2) 守秘義務等

- ・乙は、業務上知り得た病院に関する情報や患者のプライバシーに関わる情報について、契約期間中はもとより契約終了後も、不正に第三者に漏らしたり、不当な目的に使用してはならない。
- ・乙は、上記の義務をその派遣労働者に対して周知徹底し、遵守を徹底するよう指導教育しなければならない。
- ・派遣労働者は、業務に関する一切の書類等を持ち出したり、私物化してはならない。

## 11 費用の負担

- (1) 業務の実施に係る備品、事務機器、消耗品、光熱水費等は甲の負担とする。
- (2) 制服等は甲の負担とし貸与する。感染対策上、制服は自宅に持ち帰らず施設内にて洗濯することとし、その費用についても甲が負担する。
- (3) 派遣労働者の通勤に要する交通費については甲の負担とし、勤務時における駐車場は当院敷地内の立体駐車場を無料で利用することができる。
- (4) 派遣労働者が故意又は過失により甲の施設・備品を滅失若しくは破損したときは、乙の責任で原状に復するものとし、その経費は乙の負担とする。

## 12 安全衛生管理

- (1) 乙は、派遣労働者に対して定期的健康診断を実施し、結果を甲に報告しなければならない。なお、健康診断に係る費用は、乙の負担とする。
- (2) 乙は、毎日派遣労働者の体調チェックを行い、以下の症状がある場合は甲に報告し、必要に応じて医療機関を受診させること。なお、症状があった派遣労働者については、甲と協議のうえ就業を控えさせること。
  - ・発熱（37.5℃以上）がある場合
  - ・嘔吐、下痢の症状がある場合
  - ・2週間以上続く咳がある場合
- (3) 甲は、甲が定める院内感染防止対策として、派遣労働者に対してインフルエンザ予防接種及びワクチン接種などの対応を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。なお、感染防止対策に関する費用は、甲の負担とする。

## 13 その他の留意事項

- (1) 甲は、派遣労働者が業務の遂行に当たり遵守すべき業務処理方法や服務規律等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低いと認められる場合、乙に対して派遣労働者の交代を要請することができる。この場合、乙は速やかに当該派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交代等適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 派遣労働者の急な退職や事故、感染症の罹患等により業務に従事できなくなった場合、乙は速やかに代替の労働者を派遣し、夜間100対1急性期看護補助体制加算に必要な派遣人員数を下回らないようにする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

## 夜間看護補助派遣業務の内容

### 1 周辺業務（オリエンテーションを受け、看護師の指示のもと一人で行える業務）

#### （1）生活環境に関わる業務

- ① 病床および病床周辺、病棟内の清掃・整理整頓
- ② シーツ交換等のベッドメイキング

#### （2）診療に関わる周辺業務

- ① 書類の整備・補充
- ② 入退院・転入出に関する業務
- ③ 医療機器の洗浄、消毒、片付け
- ④ 看護用品の整理整頓・保守点検
- ⑤ 薬剤・検体の運搬
- ⑥ 診療材料・看護用品・消耗品の補充、整備
- ⑦ 電話対応、面会者・来棟者への対応

#### （3）看護に関わる周辺業務

- ① 食事の準備・片付け
- ② 身体の清潔・排泄等の準備と後片付け
- ③ 患者の生活援助

### 2 直接ケア補助（看護師の指示のもと、看護師と一緒にを行う業務）

- （1）食事に関する補助業務
- （2）清潔ケアの補助
- （3）排泄ケアの補助
- （4）患者の移送・移動
- （5）患者の見守り

### 3 その他

看護長・次席・看護師から指示を受けた業務